

(下表の番号は、包括外部監査の結果報告書に記載された指摘番号又は意見の番号である。)

■ 個別の事業に関する監査結果及び意見

総合的な少子化対策推進

意見	改善措置
<p>1 少子化対策の認知について (個別の事業、31頁) 県において、各種の少子化対策事業が行われているが、それぞれの事業が十分に認知されていない現状がある。 県民が各施策をどの程度利用しているのか現状把握を行うため定期的にアンケート等を行う必要があると考える。</p>	<p>こども分野の最上位計画策定のために5年ごとに実施する「少子化対策に関する県民意識調査」において、令和5年度の調査から、認知度に加えて利用状況も確認することとする。</p>

児童会館運営

意見	改善措置
<p>2 指定管理の一体化について (個別の事業、57頁) ぐんまこどもの国児童会館の存在する群馬県立金山総合公園は県土整備部の所管である。他方、同公園の敷地内にあるぐんまこどもの国児童会館は生活こども部の所管であり、それぞれが別々に指定管理者を選定している。 一体として指定管理者を選定する場合と、従来どおり別々に指定管理者を選定する場合の費用について検討し、総額として指定管理料が少なくなる方法を考慮されたい。</p>	<p>令和5年度中にぐんまこどもの国児童会館の今後の在り方を検討する中で、公園と一体的に指定管理者を選定することの可能性を検討する。</p>
<p>3 利用料収入について (個別の事業、58頁) 他県と比較して利用料収入が少ないため、指定管理料を少額に抑えるためにも、利用料収入を増やす施策を検討されたい。</p>	<p>研修室や多目的ホールの利用促進策を検討するほか、館の今後の在り方を検討する中で利用料の徴収方法も検討を行う。</p>
<p>4 混雑時の対策について (個別の事業、59頁) 土日祝日には施設が入館定員に達することで待ち時間が発生することや、スペースシアターの上映についても利用定員の関係で見られないことがある。 混雑が予想される日は事前予約制にする、混雑予想を開示する、現在の混雑状況を開示するなど、利用者に対して有用な情報を提供し、待ち時間等が極力少なくなるように検討することが望ましい。</p>	<p>令和5年4月22日より入館の利用制限を撤廃したため、入館にあたっての待ち時間は無い状況になっている。</p>
<p>5 スペースシアターの投影回数と番組について (個別の事業、60頁) スペースシアターの投影回数は、本来、土日祝日等は6回のところ、現在は4回となっており、人気プログラムは利用定員の関係で見られない場合もある。 入館定員数も緩和してきている昨今においては、投影回数を元に戻し、人気プログラム</p>	<p>令和5年4月22日より投影回数を4回から5回に増やし、特に人気の高い子ども向け番組は1日2回投影している。 また、10月からは投影回数を6回に戻す。</p>

<p>を1日に2回投影するなど、利用者のニーズに合ったサービスを提供することが望ましい。</p>	
<p>6 スペースシアターでの上映番組の検討について (個別の事業、61頁) スペースシアターでの上映プログラム(番組)は、1番組200万円から400万円と高額であるにも関わらず、その検討過程が明確にされていない。番組を決定すると、その番組の放映権を有している業者と随意契約を結んでいることから、上映番組の決定には、費用対効果を十分に検討すべきであり、その議論の過程を残す必要がある。</p>	<p>上映番組の選定は、指定管理者の番組選定会議において、十分に協議を行った上で決定し、令和5年度からはその議事録を作成している。</p>
<p>7 人員配置について (個別の事業、61頁) 現在、平日と土日祝日で出勤している職員数は変わらないが、土日祝日の個人客の入館者数は平日の約1.0倍であることから、入館者数に応じて、職員の出勤体制を見直すことが望ましい。</p>	<p>土日祝日はイベントの開催も多く、入館者の対応に専念するため、イベントの企画や準備等は平日に行っている。また、平日も緊急事態に備えるとともに、適正な館運営を行う上で一定の職員数を確保する必要があることから、現状の職員体制で運営に支障はない。</p>
<p>8 修繕費の負担について (個別の事業、62頁) 県と指定管理者との間で締結されている基本協定書では原則として50万円を超える修繕等は県の費用負担にて工事が行われる。しかしながら、令和3年度に50万円を超える修繕等が2件行われたがいずれも県の負担ではなく指定管理者の負担にて工事等が行われている。指定管理者の指定の申請を行う際は、大規模な修繕等は県が負担することを前提に、各種計画を策定しているはずである。 そうであるにもかかわらず、早急性等のみを理由に指定管理者の負担で小規模ではない修繕を行うことは指定管理料の適切性に疑義を抱かれる懸念があるとともに所有者はあくまで県といった指定管理制度の趣旨に反すると考えられる。 指定管理者によって50万円を超える修繕依頼等があった場合には当該案件についてより慎重に協議するとともに、指定管理者負担とした場合には第三者から見ても納得感のある理由等を記載した協議結果を残すようにすべきである。</p>	<p>50万円を超える修繕依頼があった場合は、指定管理者に費用負担を求めることの妥当性を慎重に判断するとともに、その理由を通知等に記載することとする。</p>

子どもの貧困対策推進

意見	改善措置
<p>9 子どもの居場所づくり応援事業補助金の交付要綱について (個別の事業、70頁) 補助事業は、概ね月1回以上定期的に実施することとされており、かつ、1年以上継続して事業を実施する見込みがあることと定めているが、実際には1回のみ実施した事業者</p>	<p>交付決定を行った日の属する会計年度の翌年度以降も補助事業者が交付の要件を満たしているかを確認できるよう交付要綱を改正した(令和5年4月1日適用)。 今後、必要に応じて当該調査を実施し、要件を満たさないことを確認した場合は補助金の返還を求めることとする。</p>

<p>に対しても満額補助金を交付しており、翌年度の実績報告書の提出は求めている。</p> <p>交付決定を行った日の属する会計年度の翌年度以降も補助事業者の活動状況を確認できるよう交付要綱を変更するとともに、事業者の都合等により実施回数が少ない場合や、事業の継続が確認できない場合は、一部の補助金の返還を求めるよう運用を見直すべきである。</p>	
---	--

保育資質向上

意見	改善措置
<p>10 委託事業の公募型プロポーザルによる募集について (個別の事業、82頁)</p> <p>委託事業の内容に最も適した業者の選定ができるよう複数の業者が公募型プロポーザルへ参加することを働きかけていくことが望まれる。</p>	<p>応募の機会を確保し、より多くの企画提案を受けられるようにするため、募集期間を延長することとした。過去平均16日間の募集期間を令和6年度からは10日間程度延長する。</p>
<p>11 保育士修学資金貸付等事業費における貸付原資残額について (個別の事業、82頁)</p> <p>保育士修学資金貸付等事業費の貸付原資残額について、群馬県保育士修学資金貸付等事業実績報告書の提出による報告のみでなく、預金残高確認書等の証憑の提出を依頼し、保有状況の確認を行うことが望まれる。</p>	<p>現地での確定検査実施時に金融機関の通帳で貸付原資残高を確認することとした。</p>

児童養護施設等対策

意見	改善措置
<p>12 群馬県児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業の利用促進について (個別の事業、91頁)</p> <p>群馬県では、児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業の利用者が、近郊3県と比較して少ない。より積極的に周知啓発活動を行い、制度の利用促進に努めるべきである。</p>	<p>実施主体である群馬県社会福祉協議会と連携し、広報資料等の見直しを図るとともに、関係機関への周知を行う。</p>

家庭児童福祉推進

意見	改善措置
<p>13 成果指標の見直しについて (個別の事業、98頁)</p> <p>事業の成果指標として掲げられている4項目のうち、2項目(市町村子ども家庭支援拠点の設置件数、児童虐待死亡件数)は群馬県ではコントロールできないため、コントロール可能、かつ、公表可能な項目を成果指標とすべきである。</p>	<p>令和6年度以降の計画の策定時には、県でコントロール可能かつ公表可能な項目で成果目標を検討する。</p>
<p>14 「群馬県要保護児童対策地域協議会」の開催について (個別の事業、98頁)</p>	<p>令和5年度以降は、コロナ禍以前と同様に年1回の開催を行うこととし、状況に応じて、対面のほかWEB参加も可能とする予定である。</p>

<p>「群馬県要保護児童対策地域協議会」を令和3年度は1回開催予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった。</p> <p>しかし、令和3年度においてはWebによる会議も浸透していたことから、Webにより会議を実施し、要保護児童及び要支援児童等の現状把握等を行うべきであったと考える。</p>	
<p>15 「群馬県児童虐待防止医療ネットワーク事業」の実績報告書の提出期限について（個別の事業、100頁）</p> <p>事業期間は令和3年4月1日～令和4年3月31日であるが、前橋赤十字病院長は群馬県知事に対し、実施した委託業務に関する実績報告書を令和4年3月31日までに提出するものとされている。</p> <p>事業の実施期間の後、実績報告書の提出期限までには時間的猶予がないことから、年度末の事業が適切に実施できるよう、事業委託先と適宜調整しながら進めるべきである。</p>	<p>本事業は単年度契約のため、当該年度の3月31日までに実績報告書の提出を求めることになる。</p> <p>これまでも、年度末に実施した事業についても事業委託先から期限内に実績報告を提出していただいているところであり、引き続き適切な事業運営を求めていく。</p>

児童相談・一時保護

意見	改善措置
<p>16 成果指標について（個別の事業、104頁）</p> <p>事業の成果指標として掲げられている児童虐待死亡件数は群馬県ではコントロールできないため、コントロール可能な項目を成果指標とすべきである。</p>	<p>令和6年度以降の計画の策定時には、県でコントロール可能かつ公表可能な項目で成果目標を検討する。</p>

母子保健対策

指摘	改善措置
<p>1 契約書の作成について（個別の事業、111頁）</p> <p>契約書原本を作成する際には、契約の重要な事項を、後から簡単に修正可能な鉛筆書きで記載することは、避けるべきである。</p> <p>仮に、契約金額等を記入し忘れて空欄のまま作成してしまった場合には、鉛筆書きで補充するのではなく、改めて疑義の生じない形式の契約書を作り直すようにすべきである。</p>	<p>契約にあたり、財務規則等に基づき適切な回議を行い担当者及び係長がダブルチェックをした上で契約書を作成するとともに、作成済み契約書原本の供覧に当たり、担当者及び係長が内容を確認することを再度徹底した。</p> <p>なお、契約金額を記入し忘れて空欄のまま作成してしまった場合には、疑義の生じないよう金額を記載した契約書を作り直した。</p>

意見	改善措置
<p>17 謝金と交通費の区別について（個別の事業、112頁）</p> <p>交通費の金額を実態に合わせる形に見直さか、あるいは名目上交通費として支給されているものではなく、実質的には報酬として支払われているものについては報酬として取り扱うよう、委託先への働きかけを徹底すべきである。</p>	<p>謝金や交通費について、名目上交通費として支給されているが実質的には報酬として支払われているものについては報酬として扱うなど、実態に即した取扱とするよう、委託先に指導するとともに、取扱に迷う際には、適宜相談いただくこととした。</p>

母子家庭等自立促進対策

意見	改善措置
<p>18 県内で実施されている子どもの学習支援の一覧の作成について (個別の事業、127頁)</p> <p>県内で実施されている学習支援の一覧表について、より一層の周知を図るべきである。 また、今後、現在は掲載されていないひとり親家庭に対する学習支援も含めて掲載するなど、一覧表の内容の充実も図るべきである。</p>	<p>県ホームページの「子どもの居場所を紹介します」に、ひとり親家庭に対する学習支援の掲載をした(令和5年5月29日)。 また、ひとり親家庭向けの支援情報を掲載しているページ「応援しています!ひとり親」にも当該事業についての記載をした(令和5年3月1日)。</p>
<p>19 見積り合せの実施について (個別の事業、128頁)</p> <p>当該事業においては、4つの委託事業が実施されているが、これらの委託契約は全て一者随意契約で締結されており、かつ、委託先は全て同一の団体である。 全ての委託事業について、同一の団体への委託を長期間継続する必要性と相当性があるかどうかについては慎重な検討が必要であるところ、今後の委託先の選定にあたっては、少なくとも数年に一回程度は例えば見積り合せの実施を検討する等の対応をすべきである。</p>	<p>母子及び父子並びに寡婦福祉法第3条の2の規定により、ひとり親家庭支援事業については、母子父子福祉団体と相互に協力しながら行うこととされている。 現在、県内全域でひとり親家庭支援を実施できる母子父子福祉団体は1団体である。 県内における母子父子福祉団体の設立・活動状況を注視し、協力可能な団体があれば見積り合わせの実施を検討する。</p>
<p>20 前金払の実施の必要性について (個別の事業、129頁)</p> <p>委託事業について、事業終了に先立って委託費の一部を前金払する場合には、当該事業の必要経費や委託先の財務状況等を確認の上、その必要性を精査すべきである。</p>	<p>委託事業について必要経費の観点から精査し、ひとり親家庭学習支援事業については令和5年度から精算払いにするよう改善をした。</p>

児童扶養手当支給

意見	改善措置
<p>21 各種申請・届出手続の電子化について (個別の事業、135頁)</p> <p>児童扶養手当の各種申請・届出手続については、すでに県が主導して一部手続の電子化が導入されているところではあるが、今後も、国の動向を踏まえつつ、県が主体的に県内町村における手続の電子化をより一層推進していくべきである。</p>	<p>国の動向を踏まえつつ、自治体の先進事例を紹介する等により、県内町村における手続の電子化をより一層推進していく。</p>
<p>22 委託契約締結における見積り合わせの実施について (個別の事業、136頁)</p> <p>専門性のあるシステムの運用・作成等を委託する場合であっても、長年にわたって同一の業者との間で一者随意契約を行うことは控え、数年に一回程度は適切な指名人を複数確保し、少なくとも見積り合わせ等を実施した上での契約締結を検討するべきである。</p>	<p>令和7年度までに、システムの運用・作成等の委託について、プロポーザルを実施する。以後も必要に応じ数年に一回程度は見積り合わせ等を実施した上での契約締結を行う。</p>

ぐんま学園運営

意見	改善措置
<p>2 3 人員体制について (個別の事業、1 5 2 頁)</p> <p>児童自立支援施設において、入所者が安心安全な生活を送るための良好な生活環境の体制整備のため、人員体制の強化（増員）が望まれる。</p>	<p>入所児童の安心安全な生活環境を整備するため、人員体制の強化に努める。</p>

母子父子寡婦福祉資金貸付金

意見	改善措置
<p>2 4 時効期間満了後の債権管理について (個別の事業、1 5 7 頁)</p> <p>消滅時効期間満了後の債権について、債権回収業者に回収業務を委託する場合には債務者等当事者の事情を詳しく確認し、業者に委託して回収業務を行うことが適切かどうかを判断する体制を整えるべきである。また、消滅時効期間が大幅に経過している債権については、福祉的観点や費用対効果の観点から、必要に応じて、不納欠損処理を適切に検討すべきである。</p>	<p>令和4年9月に総務部総務課が策定した「税外未収金に係る債権回収・整理マニュアル」等を参考に、不納欠損の基準を明確化し、不納欠損処理を適切に検討する。</p>
<p>2 5 債権回収業者に委託する未収金債権の選定について (個別の事業、1 5 8 頁)</p> <p>外部の債権回収業者に債権回収業務を委託する債権の選定にあたっては、各保健福祉事務所が県の定めるいずれの選定基準に基づき、どのような理由で選定したのかを県の担当課において確認できる仕組みを作るべきである。また、選定の統一性を図るため、県が把握した各保健福祉事務所の選定理由等を、県内各地の保健福祉事務所にフィードバックすべきである。</p>	<p>債権選定の際には各保健福祉事務所がどのような理由で選定したのかを記載の上、主務課へ報告する仕組みとした（令和5年6月）。また、主務課が把握した各保健福祉事務所の選定理由等を、令和5年8月に各保健福祉事務所へフィードバックを行った。</p>

中央児童相談所

意見	改善措置
<p>2 6 児童福祉司配置基準の継続的な達成について (個別の事業、1 6 4 頁)</p> <p>法令上で求められている児童福祉司配置基準上の必要人数について、令和4年度より経過措置が撤廃され現状の人数のままでは不足することになる。現在7名が児童福祉司資格認定通信課程を受講中であり、令和4年度末（令和5年3月31日時点）では児童福祉司の数が基準を満たす見込みとのことであるが、あくまで見込人数であり今後、退職者や休職者が出る可能性があること、及び法の趣旨を鑑みると通年での基準人数を満たすことが必要であると考えられる。人員不足であることは承知であるが、関係部局と協議し、福祉職の採用を増やすことにより児童福祉司の</p>	<p>これまで国の配置基準を満たすため福祉職職員の採用・配置を計画的に行ってきた。 今後も配置基準を継続的に達成できるよう、福祉職職員の採用及び配置に努める。</p>

<p>有資格者を増やしていくことが望まれる。</p>	
<p>27 一時保護所の定員超過について (個別の事業、166頁)</p> <p>男児棟、女児棟、幼児棟すべてにおいて平均入所人数が定員超過の月があり、また、定員超過日数が1か月の大半を占める月も多い。</p> <p>定員超過の状況が長期化することで、一時保護児童の心身の安定化を図るという本来の目的を達成することがより困難になってしまうと思われる。また、職員の負担も増加することで離職率の悪化など別の問題も発生する可能性もある。</p> <p>中央児童相談所の定員増加を含む拡張を図ることが望まれるが、それと同時に中核市への一時保護所併設の児童相談所設置（開設）の働きかけや、児童養護施設等への一時保護委託、一時保護委託が可能な里親の登録者を増やしていくことを今以上に行っていくべきである。</p>	<p>令和7年度中に高崎市が一時保護所を併設した児童相談所の開設を予定しており、定員超過の状況は大幅に改善される見込みである。</p> <p>里親や児童養護施設等への一時保護委託可能なケースについては、里親等への一時保護委託を積極的に選択していく。</p>
<p>28 一時保護所の職員（会計年度任用職員）の不足について (個別の事業、169頁)</p> <p>宿直補助員としての会計年度任用職員は学生を含め多数登録（30名程度）されているものの実際にシフト勤務できるものは限られているため、宿直補助のシフトが埋まらない日があり、結果として正規職員への業務負担が増加しているものと推測される。</p> <p>現状のままであると人員不足により正規職員の離職にもつながる可能性があり、ひいては子どものケア不足にも及ぶ可能性もある。</p> <p>児童指導員として採用する正規職員と会計年度任用職員の構成比について従来のベースへ変更することで負担率を少しでも軽減できる可能性があると考え（4：4の割合を5：3に変更）。また、宿直補助員についてはシフトに確実に入るようするため、時間給単価の引き上げを行うべきである。</p>	<p>令和4年度の児童福祉法改正に伴い、現在、国において一時保護所の設備・運営基準の策定作業が進められており、その内容を踏まえて一時保護所の職員数の確保に努める。</p> <p>また、宿直補助員の時間給引上げを含め、より多くの方に登録していただけるよう募集のあり方を検討し、正規職員の負担軽減に努める。</p>
<p>29 宿直補助員の最低賃金について (個別の事業、170頁)</p> <p>宿直補助員に対する時間給は群馬県の最低賃金となっている。深夜は休憩時間となっているが、その前後が勤務時間となっており、賃金水準と勤務時間の関係から、宿直補助員として登録はあるものの、実際には宿直補助のシフトが埋まらず、正規職員等の負担が増えている状況があり、入所児童に十分なケアが行えない懸念がある。</p> <p>このため、宿直補助員の時間給の単価引き上げを行うべきである。</p>	<p>宿直補助員の時間給引上げを含め、より多くの方に登録していただけるよう募集のあり方を検討し、正規職員の負担軽減に努める。</p>

<p>30 職員の休暇取得状況について (個別の事業、171頁)</p> <p>労働基準法第39条第7項では年休5日取得を義務づけているが、地方公務員は適用除外となっている。</p> <p>しかしながら職員の25%が年次有給休暇の取得が5日未満という状況は一般的に考えて良い労働環境とは言えず、県としても公務能率の向上や職員の健康保持、ワークライフバランスの推進のため総労働時間の縮減を全所属へ通知している。</p> <p>そうであるならば労働基準法第39条第7項の適用対象外であっても積極的に年次有給休暇を取得できる体制は整備すべきと考える。</p> <p>具体的には、宿直補助員が採用しやすいように時間給の見直し等を行うべきである。また、5日間の年次有給休暇の取得については努力義務ではなく義務化することも視野に入れることが望ましいと考える。</p>	<p>職員の年休取得状況を定期的に把握し最低5日の年休が取得できるよう、職場環境の改善に努める。</p> <p>また、会計年度任用職員の賃金単価の引上げを含め、より多くの方に登録していただけるよう募集のあり方を検討する。</p>
---	--

東部児童相談所

意見	改善措置
<p>31 児童福祉司配置基準の継続的な達成について (個別の事業、176頁)</p> <p>法令上で求められている児童福祉司配置基準上の必要人数について令和4年度では経過措置が撤廃され現状の人数のままでは不足することになる。現在4名が児童福祉司資格認定通信課程を受講中であり、令和4年度末(令和5年3月31日時点)では児童福祉司の数が基準を満たす見込みとのことであるが、あくまで見込人数であり今後、退職者や休職者が出る可能性があること、及び法の趣旨を鑑みると通年で基準人数を満たすことが必要であると考えられる。人員不足であることは承知であるが、関係部局と協議し、福祉職の採用を増やすことにより児童福祉司の有資格者を増やしていくことが望まれる。</p>	<p>これまで国の配置基準を満たすため福祉職職員の採用・配置を計画的に行ってきた。</p> <p>今後も配置基準を継続的に達成できるよう、福祉職職員の採用及び配置に努める。</p>
<p>32 一時保護所の定員超過について (個別の事業、177頁)</p> <p>平均入所人数が定員超過の月があり、また、定員超過日数が1か月の大半を占める月も多い。定員超過の状況が長期化することで、一時保護児童の心身の安定化を図るといふ本来の目的を達成することがより困難になってしまうと思われる。また、職員の負担も増加することで離職率の悪化など別の問題が発生する可能性もある。</p> <p>一時保護児童の定員30名を前提とした職員配置へ増加することが望まれるが、それと同時に児童養護施設等への一時保護委託や一時保護委託が可能な里親の登録者を増やしていくことを今以上に行っていくべきである。</p>	<p>一時保護が長期化することがないように、早めに保護児童の処遇を決定することや、必要に応じて児童養護施設や里親への一時保護委託も検討することを徹底している。</p> <p>併せて、一時保護所の職員数の確保に努めていく。</p>

<p>3 3 一時保護所の職員（会計年度任用職員）の不足について （個別の事業、179頁）</p> <p>宿直補助員としての会計年度任用職員は登録者も少なく実際にシフト勤務できるものは限られているため、宿直補助のシフトが埋まらない日があり、結果として正規職員への業務負担が増加しているものと推測される。</p> <p>現状のままであると正規職員の離職にもつながる可能性があり、ひいては子どものケア不足にも及ぶ可能性もある。</p> <p>児童指導員として採用する正規職員と会計年度任用職員の構成比について従来のベースへ変更することで負担率を少しでも軽減できる可能性があると考え（4：4の割合を5：3に変更）。また、宿直補助員についてはシフトに確実に宿直補助員が入るようにするため、時間給単価の引き上げを行うべきである</p>	<p>令和4年度の児童福祉法改正に伴い、現在、国において一時保護所の設備・運営基準の策定作業が進められており、その内容を踏まえて、一時保護所の職員数の確保に努める。</p> <p>また、宿直補助員の時間給引上げを含め、より多くの方に登録していただけるよう募集のあり方を検討し、正規職員の負担軽減に努める。</p>
<p>3 4 宿直補助員の最低賃金について （個別の事業、180頁）</p> <p>宿直補助員に対する時間給は群馬県の最低賃金となっている。深夜は休憩時間となっているが、その前後が勤務時間となっており、賃金水準と勤務時間の関係から、宿直補助員として登録はあるものの、実際には宿直補助のシフトが埋まらず、正規職員等の負担が増えている状況があり、入所児童に十分なケアが行えない懸念がある。</p> <p>このため、宿直補助員の時間給の単価引き上げを行うべきである。</p>	<p>宿直補助員の時間給引上げを含め、より多くの方に登録していただけるよう募集のあり方を検討し、正規職員の負担軽減に努める。</p>
<p>3 5 職員の休暇取得状況について （個別の事業、181頁）</p> <p>労働基準法第39条第7項では年休5日取得を義務づけているが、地方公務員は適用除外となっている。</p> <p>しかしながら職員の約2割が年次有給休暇の取得が5日未満という状況は一般的に考えて良い労働環境とは言えず、県としても公務能率の向上や職員の健康保持、ワークライフバランスの推進のため総労働時間の縮減を全所属へ通知している。</p> <p>そうであるならば労働基準法第39条第7項の適用対象外であっても積極的に年次有給休暇を取得できる体制を整備すべきと考える。</p> <p>宿直補助員を採用しやすいように時間給の見直し等を行うべきである。また、5日間の年次有給休暇の取得については努力義務ではなく義務化することも視野に入れることが望ましいと考える。</p>	<p>職員の休暇取得については、職員全員が年間5日以上取得することを目標に、年次有給休暇取得計画表を作成し、係ごとに計画的な取得促進に努めている。</p> <p>また、会計年度任用職員の賃金単価の引上げを含め、より多くの方に登録していただけるよう募集のあり方を検討する。</p>

西部児童相談所

指摘	改善措置
<p>2 不要固定資産の処分について （個別の事業、185頁）</p>	<p>令和5年6月19日に処分業者が現物を確認し、今後、業者より見積書提出の上、年度内に処分を行う予定</p>

<p>保健所時代から県有資産として保有している資産（エックス線フィルム自動現像機など）が児童相談所としてもそのまま重要物品として台帳管理されているが児童相談所としては不要な資産と考えられる。</p> <p>資産そのものも老朽化しており、管理コスト等も踏まえると廃棄することが望ましい。</p>	<p>である。</p>
--	-------------

意見	改善措置
<p>3 6 高崎市との連携について (個別の事業、186頁)</p> <p>高崎市では令和7年度を目標に児童相談所の設置を計画している。これにより、高崎市が現在の西部児童相談所の管轄からは外れることになる見込みである。</p> <p>現在の西部児童相談所の敷地については現状高崎市と協議を進めているとのことであるが、隣接した空き地を含め高崎市と協議を行い有効活用すべきと考える。</p> <p>また、移設する場合にも利用者の利便性だけでなく利用しやすいロケーションも含め検討することが望ましい。</p>	<p>高崎市児童相談所が開設される、令和7年度に向けて、引き継ぎの準備を進めている。</p> <p>敷地は、主務課経由で財産有効活用課と高崎市の協議の進捗を確認し、当所で必要な対応を行っていく。</p> <p>現在地から移転する場合には、関係部署とも協議しながら、様々な観点から移転先の検討を行う。</p>
<p>3 7 児童福祉司配置基準の継続的な達成について (個別の事業、187頁)</p> <p>法令上で求められている児童福祉司の配置基準上の必要人数について令和4年度では経過措置が撤廃され現状の人数のままでは不足することになる。本年度内に任用前講習終了により1名の任用となる予定であること、また現在2名が児童福祉司資格認定通信課程を受講中であり、令和4年度末（令和5年3月31日時点）では児童福祉司の数が基準を満たす見込みとのことである。しかしながら、あくまで見込人数であり今後、退職者や休職者が出る可能性があること、及び法の趣旨を鑑みると通年での基準人数を満たすことが必要であると考えられる。人員不足であることは承知であるが、関係部局と協議し、福祉職の採用を増やすことにより児童福祉司の有資格者を増やしていくことが望まれる。</p>	<p>これまで国の配置基準を満たすため福祉職職員の採用・配置を計画的に行ってきた。</p> <p>今後も配置基準を継続的に達成できるよう、福祉職職員の採用及び配置に努める。</p>